

とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とちぎフットボールセンターのサッカーグラウンド（以下「フットボールセンター」という。）において、生涯スポーツの普及及び振興に関する事業等を展開する団体に対し、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、フットボールセンターの利用促進を図り、もって、地域住民の健康増進、体力の維持向上及び住民相互の交流の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動拠点があるもの
- (2) 成人を含む10人以上で構成される団体で、市内に住所を有する構成員又は市内に勤務し、若しくは通学する構成員が5人以上あるもの
- (3) 法人にあつては、市税を滞納していないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、対象団体がフットボールセンターを利用して行う次に掲げるもののいずれかに該当する事業であつて、市長が認める事業とする。

- (1) 生涯スポーツの推進に関する事業
- (2) 市民の健康づくりに関する事業
- (3) コミュニティ活動に関する事業
- (4) その他地域スポーツ振興の目的を達成するために必要な事業

2 前項の規定にかかわらず、営利活動、政治的活動及び宗教的活動として行うものについては補助金の交付対象にしないものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、休日等（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び7月20日から8月31日までの間・3月20日から4月10日までの間・12月20日から翌年1月10日までの間のいずれかの日）以外の日の午前7時から午後1時までの間の利用料金とする。

2 補助金の額は、補助対象事業を行う際に負担するフットボールセンター利用料金の2分の1以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を行う日の10日前までに市長に申請するものとする。

- (1) 開催要項又はこれに準ずる資料
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、定例的にフットボールセンターを利用する申請者は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の最初の補助対象事業を行う日の10日前までに、当該年度分を複数月一括して申請することができる。

- (1) 開催要項又はこれに準ずる資料
- (2) 収支予算書

(3) 団体の名簿

(4) 月ごとの実施予定及び施設利用料の見込額を記載した申請期間の利用予定表

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び変更交付決定)

第7条 申請者は、申請内容に変更が生じたときは、変更が生じた補助対象事業の実施日の前日までに、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金変更交付申請書（別記様式第3号。以下「変更交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更内容を証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適切であると認めるときは、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は月単位とし、利用月ごとの支払額を基にとちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金請求書（別記様式第5号）に第6条の規定による交付決定通知書の写し、施設利用料金及び領収書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助対象事業完了後、速やかにとちぎフットボールセンター施

設利用支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 収支決算書

(2) とちぎフットボールセンター施設利用料金支払領収書の写し

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは補助金の額を確定し、申請者にとちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額との差が生じない場合は、当該通知書を省略することができる。

（補助金の精算）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をし、補助金の確定額が既に交付した補助金の額を超えるときは、補助事業者は、その差額を請求することができる。

2 補助金の確定額が既に交付した補助金の額に満たないときは、市長は、補助事業者に対し、その差額の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、申請者が偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付を取り消し、とちぎフットボールセンター施設利用支援事業補助金返還通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を取り消されたときは、その補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。